

分科会 6 誕生、スポーツファーマシスト ドーピング防止活動に薬剤師職能を活かそうー

W-06-01 スポーツファーマシスト認定制度の概要と課題

あさかわ しん
浅川 伸

(財)日本アンチ・ドーピング機構 事務局長

1999年、世界ドーピング防止機構（World Anti-Doping Agency：WADA）が設立され、2003年には、スポーツ界の統一規則である世界ドーピング防止規程（World Anti-Doping Code：WADA code）が策定された。更に、2007年2月に「UNESCO スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」が発効し、世界各国の政府に対しドーピング防止活動の推進が義務づけられた。これを受け、2007年5月、文部科学省が「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」を施行し、スポーツ団体のみならず、都道府県においてもドーピング防止活動の推進を必須事項とした。UNESCO 国際規約では、締約国に対して、競技者が禁止物質を使用することを防止するための措置を講じるべきと規定している。これを受け、ドーピング防止ガイドラインでは、文部科学省指定の国内ドーピング防止機関である（財）日本アンチ・ドーピング機構（JADA）に対し、競技者が禁止物質及び方法を入手、使用及び所持することを防止、又は制限するための措置を講じるよう求めている。我が国におけるドーピング防止規則違反は、競技力向上を意図していないものの、知識不足や不注意により禁止薬物を使用してしまう「うっかりドーピング」が大多数を占めている。これら事例では、競技者及び指導者が、薬に関する適切な情報を得ていれば、規則違反を回避できたと考えられ、競技者及び指導者に対して、薬に関する適切な情報を提供する枠組みの構築が緊急の課題であった。これら社会的要請を背景として、JADAでは、社団法人日本薬剤師会の協力をうけ、ドーピング防止規則に精通し、禁止物質を含有する薬に関する情報等を提供することができる専門家を養成するため、公認スポーツファーマシスト制度を立ち上げることとなった。公認スポーツファーマシスト制度は、全国各地の薬剤師のみなさんにドーピング防止に関する正しい知識を身につけて頂き、競技者が体調を崩した時などに競技者のサポート役として、薬に関する専門的な知識を提供頂くことが出来る環境を整備することが目標である。平成22年4月には、第一期の認定者が誕生し、いよいよ本格的な活動が展開されることとなった。スポーツファーマシスト認定制度の概要を説明すると同時に、制度の今後の展開方針などについてご説明させて頂く。